島根県報

平成27年７月28日（火）
号外 第 138 号
(毎週火・金曜日発行)
http://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

道路の区域の変更　（道路維持課）　２

道路の供用開始　（　〃　）　３

告　示

島根県告示第555号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年７月28日

島根県知事　溝　口　善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
				メートル	メートル		
県道	松江鹿島美保関線	松江市春日町344番24地先から同番２地先まで	前	17.00～17.50	6.00	松江県土整備事務所	拡幅
			後	17.00～19.06	6.00		
〃	津和野田万川線	鹿足郡津和野町部栄字葉山350番１地先から同町部栄字出会373番４地先まで	前　A	11.60～17.70	122.20	益田県土整備事務所津和野土木事業所	左記のＡ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			前　B	5.33～14.00	128.90		減幅 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
			後　A	10.70～14.20	122.20		

島根県告示第556号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年７月28日

島根県知事　溝　口　善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
			メートル			
県道	津和野田万川線	鹿足郡津和野町部栄字葉山350番１地先から同町部栄字出会373番４地先まで	122.20	平成27年７月28日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	